

## 認定校約款

一般社団法人日本コスメティックタトゥー協会（以下、「甲」という。）と、認定校（以下、「乙」という。）とは、甲の定めるコスメティックタトゥーの認定基準に従ったカリキュラム等を実施し、認定アーティストを養成する教育機関として乙が登録することにつき、次の通り合意する。なお、乙は、認定校として運営をする場合の認定校登録書を甲に提出したときに本約款に合意したものとみなす。なお、本約款は民法の規定に従い変更されることがあることを乙は予め同意する。

### 第1条（定義）

1. 認定校とは、甲の定めた施設・カリキュラム・教育者・学則等の必須要件を満たし、甲が認定校として適正を認めた教育機関をいう。
2. 認定校は、甲の持つビジョンを包括的に理解し・共有、甲の一員である自覚を持った発言と行動を取ることに合意するものとする。

### 第2条（認定校としての許諾）

1. 乙が甲の要請する認定基準を満たし、第三者へ認定アーティストの養成のための教育機関として開校しても良いと判断した場合にのみ、甲は乙に対し、合格した内容に準じて認定校として活動する資格（以下、「本資格」という。）を与えるものとする。
2. 乙が認定校として具体的に開校する場合は、甲が別途定めるJAMS会員規約記載の正会員であること及び甲の指定する認定講師を最低1名常勤させることを条件とし、甲に対し、別途甲の定める認定校営業登録書を提出しなければならないものとする。
3. 本資格を取得し、前項の登録書を提出した機関に限り、第三者にコスメティックタトゥー技術の養成教育機関である認定校として開校することを許諾する。なお、乙に許諾される本資格は、非独占的なものであり、乙は第三者に更に資格を許諾することは出来ないものとする。
4. 甲及び乙は、甲の有する著作権、特許権、商標権、意匠権、ノウハウ、その他の知的財産権を譲渡、貸与その他一切の付与を乙に対して行うものではないことを、相互に確認する。
5. 甲が乙に対し受講生を紹介した場合、乙の実施する受講料から乙の経費を差し引いた金額の10%相当額を、乙は甲に対し寄付するものとする。

### 第3条（登録について）

1. 乙は認定を申請する場合は、次の書類を甲に提出し、登録申請料を甲に納入しなければならない。
  - (1) 認定校登録書
  - (2) 教育施設の写真
  - (3) 会社法人登記簿謄本（6ヶ月以内のものとする）なお、個人事業主の場合は、顔写真入りの身分証明とする。
  - (4) 講師の名簿
  - (5) カリキュラム（甲指定のカリキュラムおよび授業計画など）

(6) 登録申請料 金50,000円（消費税を除く。）

なお、登録申請料は、乙が認定校として認定されない場合であっても、甲は乙に対し返還する義務を負わないものとする。

2. 甲は、乙の登録申請に対して、次のように審査を行い、認定および登録を行う。
  - (1) 提出された申請書等の書類審査を行う。
  - (2) 書類審査後、甲乙にて日程調整のうえ、現地視察調査を行う。なお、必要に応じて乙の実施する授業の視察を行う。
3. 書類審査・現地視察調査の結果をもとに甲の理事会で認定の可否を審議し、適切と認められた場合は、甲の認定校として認定される。なお、登録後に如何なる事由があっても甲は乙に対し、年会費を返還する義務を負わないものとする。
4. 前項の年会費は乙が甲の協会運営業務を行う場合は免除されるものとする。

#### 第4条（有効期間）

1. 本資格の有効期間は、本資格取得日から1年間とする。但し、有効期間満了日前に乙は甲の定める講習を受講し、甲が更新を認めた場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。
2. 前項による更新を行う場合、乙は甲に対し講習費及び更新料として金50,000円（消費税を含む。）を更新日より5日以内に、甲の指定する銀行口座に振り込む方法で支払うものとする。なお、振込手数料は乙の負担とする。

#### 第5条（開校の実施）

1. 甲は乙に対し、認定校としての売上及び利益等を一切保証するものではないものとする。
2. 乙は、本営業に関し、甲のブランド価値、イメージ、評判を下げるような行為を行い、又はこれらを下げるような方法、態様にて営業を行ってはならない。
3. 乙は甲の定めるカリキュラム及び検定内容により教育工程を実施するものとし、これらの内容を変更してはならない。

#### 第6条（法令順守）

乙は、認定校を開校するに当たって、関係法令、条例及びその他の規定に従って行わなければならない。

#### 第7条（個人情報）

乙は、認定校の開校に際し、受講生の個人情報等について、個人情報保護法に従い、適切に管理を行うものとする。

#### 第8条（第三者の権利侵害）

1. 乙が認定校を開校することにより、第三者から損害賠償請求、クレーム、訴訟その他の請求を甲又は甲及び乙が受けた場合には、直ちに甲に報告するものとし、乙は契約責任、不法行為責任、製造物責任上の責任等の理由の如何を問わず、自己の責任と費用をもって解決し、甲を防御・免責し、甲に一切の迷惑をかけないものとする。

2. 前項の場合に、甲が金銭的損害、又は信用の毀損その他の損害を被った場合には、乙は甲に対して甲が被った損害を賠償するとともに、甲の被った損害を回復するための適切な措置を乙の責任と費用をもって行うものとする。

#### 第9条（信用の毀損）

1. 乙は、認定校を開校する場合に限らず、甲、甲の代表者、本認定講座の信用を毀損し、中傷を行い、又は批判を行うことを行ってはならない。
2. 前項の場合、甲は乙に対して、直ちに乙に許諾した本資格を剥奪することができ、甲が被った損害の賠償を請求することができる。この場合には、甲は、乙が被った損害の一切を賠償しないものとする。

#### 第10条（資格の剥奪）

1. 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当した場合には、何らの催告も要しないで、本資格を剥奪することができるものとする。この場合、乙に損害が生じても甲はこれを一切賠償しないものとし、かつ、甲の乙に対する損害賠償の請求を妨げないものとする。
  - (1) 本約款に違反し、相当の期間を定めて催告しても違反事実が是正されないとき。
  - (2) 甲が乙に通常の連絡手段により登録書に記載した連絡先その他乙が甲に示した連絡先に連絡をして相当期間経過しても、乙から甲に返事がない場合。
  - (3) 監督官庁から営業許可等の取消、停止等の処分を受けたとき。
  - (4) 破産、民事再生、会社更生又は特別清算の手続開始等の申立てがなされたとき。
  - (5) 差押、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続きが開始されたとき
  - (6) 破産、民事再生、会社更生又は特別清算の手続開始等の申立てがなされたとき
  - (7) 自ら振り出し又は引き受けた手形もしくは小切手が1回でも不渡りとなったとき、又は支払停止状態に至ったとき
  - (8) 合併による消滅、資本の減少、営業の廃止・変更又は解散決議がなされたとき
  - (9) 受講生からのクレームがあり、甲が改善要請したにも関わらず、改善しない場合。
  - (10) 甲が認定アーティスト制度及び認定校制度の事業を終了したとき。
  - (11) その他前各号に準ずるような本資格を継続し難い重大な事由が発生したとき。

#### 第11条（損害賠償）

甲は、本約款に伴って損害を被った場合には、乙に対してその損害の一切（弁護士費用等を含むが、それらに限られない。）を賠償することができる。但し、乙に帰責事由がない場合にはこの限りではない。

#### 第12条（コンプライアンス・反社会的勢力の排除）

甲は、乙又はその代表者、責任者、実質的に経営に関与する者あるいは乙に補佐的に従事する者等が次の各号のいずれかに該当した場合には、何らの催告も要しないで、本資格を剥奪することができる。この場合、乙に損害が生じても甲はこれを一切賠償しないものとし、かつ、甲の乙に対する損害賠償の請求を妨げない。

- (1) 本約款の遂行に関連して日本国内外の法令等に違反し、又は不正な行為を行ったとき。
- (2) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過していない者、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）であるとき。
- (3) 反社会的勢力の利用、資金提供、又は便宜供与などの事実が認められるとき。
- (4) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 自ら又は第三者を利用して、相手方又は相手方の関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたとき。

#### 第13条（準拠法）

本約款は、日本国法を準拠法とし、日本国法に従って解釈される。

#### 第14条（管轄裁判所）

本約款に関する一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第15条（存続条項）

第4条の規定にかかわらず、本約款第8条、第9条、第11条、第14条については本資格喪失後もなお有効とする。

#### 第16条（協議解決）

甲及び乙は、本約款の条項又は本約款に定めのない事項の解釈に疑義を生じたときは、誠意をもって協議し解決する。

（以下、余白）